

牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの 並びに無税を適用する馬の証明書の 発給に関する手続きについて

平成29年2月23日

農林水産省

目次

無税を適用する証明書の発給

- (1) 無税を適用する証明書の発給に係る法令等 1
- (2) 税率別表 2
- (3) 無税を適用する証明書の発給に係る省令 5
- (3) 無税を適用する証明書交付に係る手続き
 - ①必要書類 6
 - ②申請から交付までの手順 7
- (4) 無税を適用する証明書交付実績 8

無税を適用する証明書の発給 (1) 無税を適用する証明書の発給に係る法令等

・関税定率法(明治43年4月15日法律第54号)

(課税標準及び税率)

第3条 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

【参考】財務省貿易統計輸入統計品目表(実行関税率表) <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

・関税定率法施行令(昭和29年6月22日政令第155号)

(牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものの証明方法)

第63条 法の別表第一類の備考1の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 前項の証明書の交付の申請手続その他その発給に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(無税を適用する馬の証明方法)

第64条 法の別表第〇-〇-一・二号の一及び二の(一)並びに第〇-〇-一・二九号の一及び二の(一)の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 前項の証明書の交付の申請手続その他その発給に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

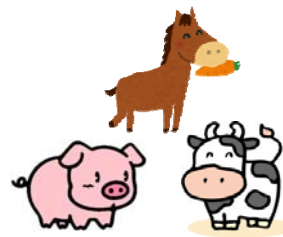
1

(2) 税率別表

○実行関税率表(2017年1月1日現在) 抜粋

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品

分類: 第1分類 動物(生きているものに限る。)



統計番号 Statistical code 番号 H.S.code	品名 Description	関税率 Tariff rate		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO
01.02	牛(生きているものに限る。)			
	家畜のもの			
0102.21.000	純粋種の繁殖用のもの	無税		(無税)
0102.29	その他のもの			
	100 1 1頭の重量が300キログラム以下のもの	45,000円/頭		38,250円/頭
	200 2 その他のもの	75,000円/頭		63,750円/頭

【財務省貿易統計より抜粋】http://www.customs.go.jp/tariff/2017_1/data/j_01.htm

2

(2) 税率別表

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO
		番号 H.S.code		
01.03	豚(生きているものに限る。)			
0103.10	000 純粋種の繁殖用のもの	無税		(無税)
	その他のもの			
0103.91	000 1頭の重量が50キログラム未満のもの	10%		8.5%
0103.92	1頭の重量が50キログラム以上のもの	(10%)		
	011 *〔1〕1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格(生きている豚に係る基準輸入価格(関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第1項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの		19,508円/頭	(19,508円/頭)
	012 *〔2〕1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格を超え、生きている豚に係る分岐点価格(生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*〔3〕に定める率(例えば、9.8%の場合は0.098)に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの		1頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額	(19,508円/頭)
	020 *〔3〕1頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	(8.5%)

【財務省貿易統計より抜粋】http://www.customs.go.jp/tariff/2017_1/data/j_01.htm

3

(2) 税率別表

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO
		番号 H.S.code		
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)			
	馬			
0101.21	純粋種の繁殖用のもの			
	100 1 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が関税定率法施行令(以下この類において「政令」という。)で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)
	2 その他のもの			
	210 (1)軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)
	290 (2)その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭
0101.29	その他のもの			
	100 1 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)
	2 その他のもの			
	210 (1)軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)
	290 (2)その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭

【財務省貿易統計より抜粋】http://www.customs.go.jp/tariff/2017_1/data/j_01.htm

4

(3) 無税を適用する証明書の発給に係る省令

・牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（7畜A第512号平成7年3月20日）

(1) 馬

ア 純粋種の繁殖用のものうち、競馬の競走用以外の用途に供するサラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下「軽種馬」という。）であり、かつ、妊娠していないもの及び軽種馬以外のもの。

イ 純粋種の繁殖用のもの以外のものうち、競馬の競走用以外の用途に供する軽種馬であり、かつ、妊娠していないもの及び軽種馬以外のもの。

(2) 牛及び豚

次の条件のすべてを満たすもの

ア 別記第1に掲げる品種のものであること。ただし、当該品種の能力等の優秀性が既に我が国に文献等により紹介されていること等により明らかであり、かつ、輸入後において別記第2に定める性能調査が実施されると見込まれるものであって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が適当と認めた場合はこの限りでない。

イ 輸出国又は原産地において家畜の血統を登録する事業を行う者（別記第3に掲げるものに限る。以下「家畜血統登録機関」という。）において純粋種として登録されているものであること。

ウ 証明書の交付を申請した者（当該証明書に係る牛又は豚に係る家畜登録機関（家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の2第3項の家畜登録機関をいう。）の会員であって過去3年以上にわたり当該畜種の繁殖を行っていること。ただし、都道府県知事（以下「知事」という。）がその者の家畜の飼養実績、経営管理能力、家畜管理技術等を勸案の上適当と認めた場合はこの限りではない。）が、当該申請に係る牛又は豚の具体的な改良増殖の計画を有し、かつ、輸入後家畜登録機関に登録し純粋種の繁殖用に供するもの。ただし、当該計画からして家畜登録機関に当該家畜を登録する必要がないと知事が認めた場合はこの限りではない。

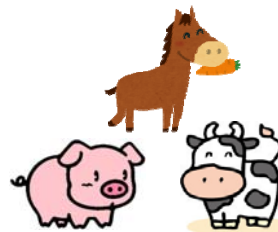
【参考】農林水産省通知一覧http://www.maff.go.jp/j/kokujit_tuti/tuti/t0000116.html

5

(4) 無税を適用する証明書交付に係る手続き

① 必要書類

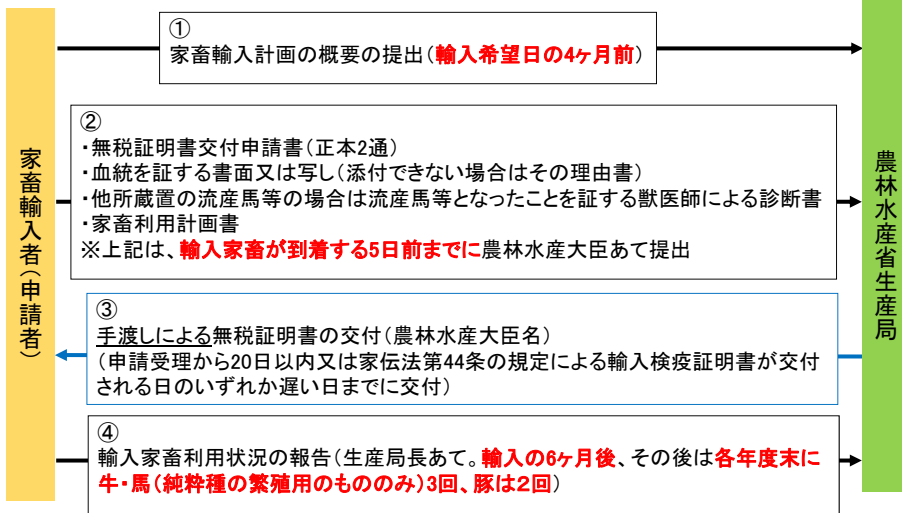
1. 無税証明書交付申請書（正本2通）・・・省令：別記様式第1号（牛・豚）
別記様式第2号（馬）
2. 家畜輸入計画の概要・・・別記様式第1
3. 家畜利用計画書・・・記別様式第1別紙
4. 血統を証する書面又は写し（添付できない場合はその理由書）
5. 他所蔵置の流産馬等の場合は流産馬等となったことを証する獣医師による診断書・・・記別様式第3
6. 輸入家畜利用状況報告・・・別記様式第2



6

(5) 無税を適用する証明書交付に係る手続き

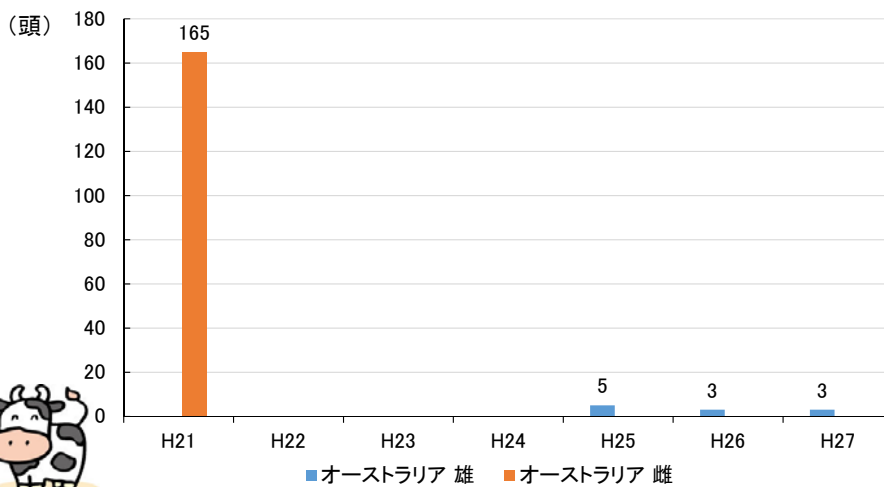
② 申請から交付までの手順



(6) 無税を適用する証明書交付実績

○牛(純粋種の繁殖用)

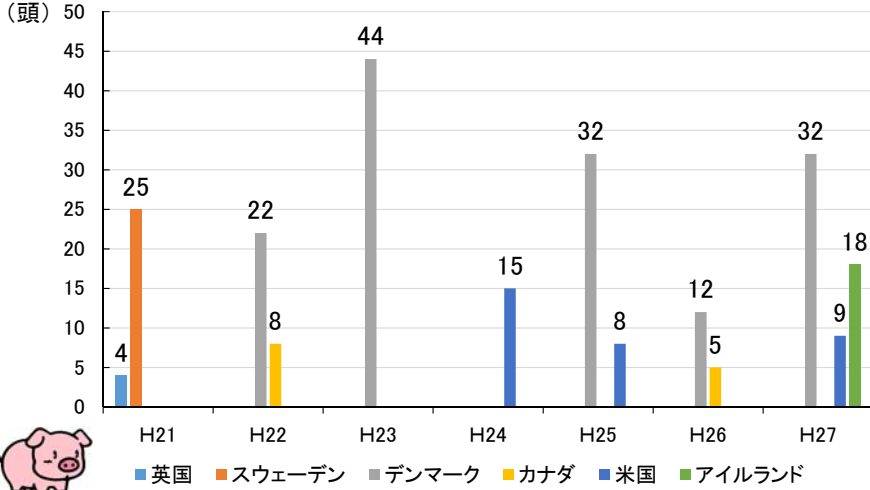
- ・輸入した繁殖雌牛は純粋種の生産しかできないため、輸入頭数は少ない。
- ・近年の輸入目的は、雄牛改良である。
- ・過去にはジャージー種、ブラウンスイス種の純粋種生産を目的に多数輸入していた。



(6) 無税を適用する証明書交付実績

○豚(純粋種の繁殖用)

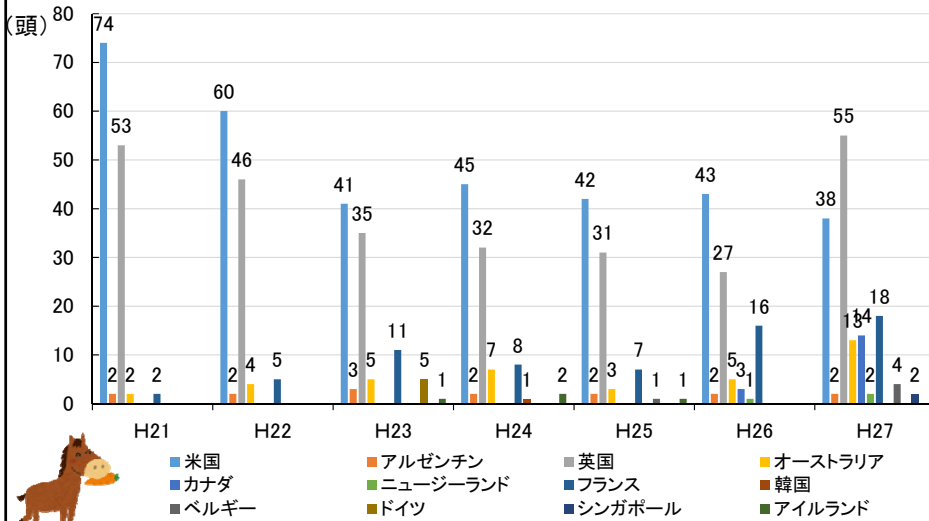
- ・主な輸入国はデンマーク。
- ・三元交雑に用いられる多産の雌系品種(ランドレース種、大ヨークシャー種)の輸入が多い傾向がある。



(6) 無税を適用する証明書交付実績

○馬(繁殖用)

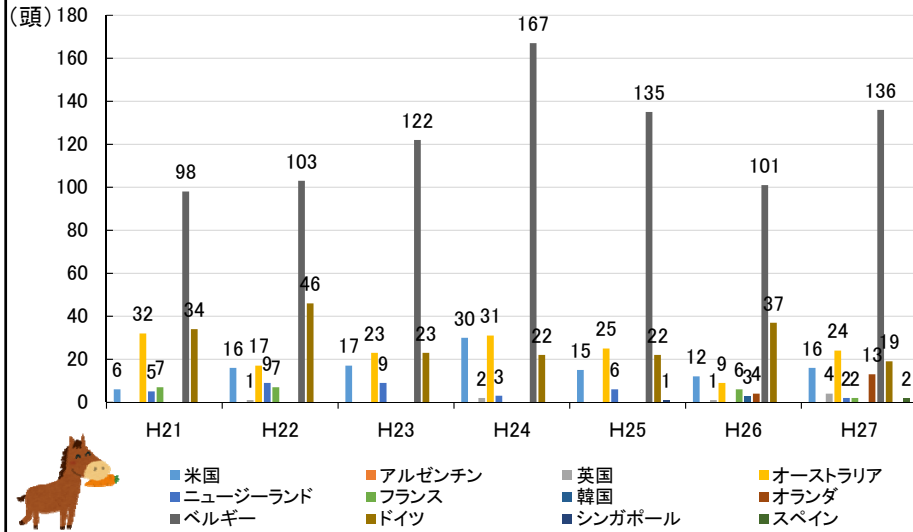
- ・主な輸入国は米国、英国。
- ・競馬先進国からの輸入が多数であり、年間100~150頭輸入される。



(6) 無税を適用する証明書交付実績

○馬(乗用)

- ・主な輸入国はベルギー。
- ・輸入頭数は近年、概して増加傾向で推移し、年間170～220頭輸入される。



(6) 無税を適用する証明書交付実績

○馬(肥育用)

- ・近年の輸入国はカナダのみ。
- ・輸入頭数は年間3,000～5,000頭程度。

